

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
・揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 連絡車点検整備業務(長良導水・フレア)
2 業務場所 受注者の指定場所
3 業務期間 契約締結の翌日から令和8年2月27日
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません
2 見積参加要件 仕様書記載の業務を履行できること。
3 見積書等
1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに拵りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
3)見積書 提出期限 令和8年2月10日 12:00まで
4)提出先 独立行政法人水資源機構 比叡川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
5)質問書 提出期限 令和8年2月2日 12:00まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年2月12日 12:00までとします。
7)その他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しができません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
5 その他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和8年1月29日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っています。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	連絡車点検整備業務(長良導水・フレア)	
業務場所	受注者の指定場所	
業務期間	契約締結の翌日から令和8年2月27日	
見積参加要件	仕様書記載の業務を履行できること。	
主な発注内容	長良導水管理所で使用する連絡車の点検整備を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年2月10日	12:00
質問書提出期限	令和8年2月2日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 里西 星哉	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

仕 様 書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する、連絡車点検整備業務（長良導水・フレア）（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 履行

1. 業務概要

本業務は、発注者が所有している第4項の車両について、12ヶ月点検を行うものである。

2. 履行場所

受注者指定場所

発注者が車両を持ち込み、完了後は発注者が引き取りに行くものとする。
また、その反対も可とする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年2月27日までとする。

4. 履行範囲

(1) 整備内容は、次のとおりである。

フレア12ヶ月点検

登録番号	三重 582 す 6461
初年度登録年月	令和7年2月
車名	マツダ フレア
車検満了日	令和10年2月13日
整備内容	①法定点検一式（12ヶ月点検） ②オイル及びエレメント交換

(2) 法定点検（12ヶ月点検）を行うに当たり、事前に整備が必要な箇所を点検し、整備が必要な箇所を発見した場合は、速やかに発注者へ見積書を提出するものとし、発注者と受注者が協議の上、修理箇所を決定するものとする。なお、当初の見積額が変更となる場合は、変更契約の対象とする。

第3節 報告

受注者は、次のことについて、発注者に報告するものとする。

① 業務の施行日の報告及び完了報告について提出するものとする。

② 発注者は、事故、故障が発生した場合や破損等を発見した場合には、発注者に対して速やかに報告しなければならない。万一車両に損傷等を与えた場合は、受注者の負担において修理するものとする。

第4節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

自動車検査証

令和7年2月14日 軽自動車検査協会 0509250046818

車検証閲覧
アプリはこちら

車両番号	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	製造年月番号	識別区分番号
三重 582 〒 6461	令和7年2月	軽自動車	乗用	自家用	19388	0605
車名						車体の形状
マツダ	箱型					
第三面番号	燃費の標準値			燃費基準又は定格出力		
MS92S-453853	ガソリン			0.65		
空気式	原動機の型式			前輪	後輪	
5AA-MS92S	R06D-WA04C			510 kg	360 kg	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
4人	- kg	870 kg	1090 kg	339 cm	147 cm	168 cm
使用者の氏名又は名称						
独立行政法人 水資源機構木曽川用水総合管理所						
備考 ハイブリッド車、平成28年騒音M1A2A 73dB 3,750rpm (旧)4,875rpm、マフラー加速適用車						

K9663WX4493000



4221

裏面もご確認ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）
を内蔵したICタグがありますので、
大切に使用・保管してください。



自動車検査証記録事項

0509250046818

1. 基本情報

車両番号	三重 582 す 6461				
車台番号	MS92S-453853				
交付年月日	令和 7年 2月 14日	初度検査年月	令和 7年 2月	有効期間の満了する日	令和 10年 2月 13日

2. 使用者・所有者情報

使用者の氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構木曽川用水総合管理所				
使用者の住所	愛知県稻沢市祖父江町馬飼寺東26-1 [23519 3861 001]				
所有者の氏名又は名称	独立行政法人 水資源機構				
所有者の住所	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 [11005 0073]				
使用の本拠の位置	三重県桑名市長島町西外面1026 [24504 3221]				

3. 車両詳細情報

車名	マツダ [301]					
型式	5AA-MS92S			原動機の型式	R06D-WA04C	
自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用	
車体の形状	箱型 [001]		乗車定員	4人	最大積載量	- kg
車両重量	870 kg	車両総重量	1090 kg	長さ	339 cm	幅
前軸重	510 kg	後軸重		360 kg	高さ	168 cm
燃料の種類	ガソリン		型式指定番号	19388	類別区分番号	0605

4. 備考

【三重】新規検査 令和12年度燃費基準80%達成車 令和2年度燃費基準116%達成車 ハイブリッド自動車 マフラー一加速騒音規制適用車**

平成28年騒音規制車 騒音カテゴリM1A2A / 近接排気騒音値73dB / 測定回転数3,750 rpm*
(旧基準適用時測定回転数4,875 rpm)*

【令和5年度税制】令和7年2月14日 新規検査 50%減税措置済み*

【自動車重量税額】¥3,700 本則税率適用**

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID K9663WX4493000



見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 挿斐川・長良川総合管理所 経理課 里西 星哉						
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020			
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp					
発信者 (※必須)	(住所)						
	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
	メールアドレス						
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。							
<input type="radio"/> 見積依頼件名 連絡車点検整備業務(長良導水・フレア)							
<input type="radio"/> くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。							
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
<input type="radio"/> 見積辞退について 見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。							
<input type="radio"/> 同方式の承諾 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。							
<input checked="" type="checkbox"/> 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する							

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

- 例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。